

○「地域再生基本方針」（平成17年 4 月22日閣議決定）（抄）

「地域再生基本方針の一部変更について」（平成28年 4 月15日閣議決定） 新旧対照表（抜粋版）

下線：変更箇所

変 更 後	変 更 前（平成27年 8 月28日最終変更）
2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針 2) 地方版総合戦略との連携 地方公共団体において、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案した地方版総合戦略が策定され、それに基づいて具体的な地方創生事業の展開がなされる中にあって、これを積極的に支援し、国と地方が共に力を合わせて地方創生の取組を加速していくことが重要である。 このため、従来の「縦割り」事業のみでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、事業の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）の設定とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の推進を財政面から支援する。 また、法人から地方公共団体への新たな資金の流れを巻き起こす観点から、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生事業に対する法人の寄附を促進する税制上の優遇措置（地方創生応援税制）を講ずることにより、地方公共団体の地方創生事業の実施を税制面から支援する。 3) 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等 我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、人口も減少傾向が強まると推計されている。人口減少等は、労働力人口の減少や雇用形態の多様化、社会を構成する人口構造や需要の変化、まちやむらの地域空間の変化や地域活力の衰退等我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。地方においては、雇用機会が少ないことや都市部と比較して所得が低いことを背景として、若者を中心とした人口流出に歯止めがかかっていないため、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行している。こうした構造的な課題に対処するため、以下のような支援策を総合的に実施する。 地方での安定した良質な雇用の創出や地方全体の雇用の拡大の推進に寄与する事業者の地方における本社機能の強化を図っていくことが必要であり、特に東京一極集中の是正及び人口減少対策の観点から、東京から地方への本社機能の移転を推進する。 中山間地域等においては、高齢化・人口減少に伴い、買い物や医療・福祉など、住民の日常生活に必要な様々なサービス機能の提供に支障が生じてきていることから、基幹となる集落に生活サービス機能や地域活動の場等を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成を図るとともに、地域にあった自立的な事業を積み上げて地域経済の円滑な循環を促し、地域における仕事・収入を確保することにより、持続可能な地域づくりを推進する。 また、中高年齢者が希望に応じて地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指す生涯活躍のまちの形成を推進し、地域の持続的発展につなげる。 さらに、農山漁村地域においては、地域の中核的な産業である農林水産業を、若者にとっても魅力のある成長産業とするとともに、農林水産物をはじめとした地域資源を活用した6次産業化等を推進することにより、雇用創出・所得確保を図っていく。 また、急速に進む少子高齢化、人口減少や、環境制約の高まり等の大きな社会経済情勢の変化に対応した地域再生を進めるためには、時代に応じた制度改革を推進することが重要である。 このため、地域における特定政策課題の解決に資する先駆的な取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するに当たって、地域再生の推進のために講ずべき新たな措置に関する提案制度や構造改革特区制度を	2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針 (新設) 2) 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進 急速に進む少子高齢化、人口減少や、環境制約の高まり等の大きな社会経済情勢の変化に対応した地域再生を進めるためには、制度改革を推進することが重要である。 このため、地域における特定政策課題の解決に資する先駆的な取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するに当たって、地域再生の推進のために講ずべき新たな措置に関する提案制度や構造改革特区制度を

変 更 後	変 更 前（平成27年 8 月 28 日最終変更）
最大限に活用することにより、その成功モデルを全国に展開し、全国的な課題解決を図るとともに、既存の施策体系の改善を図る。 なお、新たな支援措置を講ずる場合は、地域の諸課題に対し、地方公共団体が自主的かつ総合的に取り組むことができ、地域住民が自らの判断と責任において取り組むことができるように留意する。	最大限に活用することにより、その成功モデルを全国に展開し、全国的な課題解決を図るとともに、既存の施策体系の改善を図る。 また、新たな支援措置を講ずる場合は、地域の諸課題に対し、地方公共団体が自主的かつ総合的に取り組むことができ、地域住民が自らの判断と責任において取り組むことができるように留意する。 <u>以上のような制度改革を推進することにより、地域の自主的かつ自立的な地域再生を一層推進する。</u>
5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項	4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項
3) 地域再生計画の認定手続 ① 地域再生計画の認定申請に当たっての手続 イ 地域再生計画の認定の申請の受付時期 毎年度 5 月、9 月及び 1 月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表する。 ロ 計画の一体的な認定等 地域再生計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。 なお、5) ⑬、⑭及び⑮の特例を活用し、地域再生計画の認定を受けたときは、構造改革特別区域計画、中心市街地活性化基本計画及び産業集積形成等基本計画について認定及び同意があったものとみなすこととする。 ハ 地域再生計画の認定申請を行う主体 地域再生計画の認定申請をしようとする主体は、以下のいずれかによるものとする。 ア 地方公共団体が単独 イ 複数の地方公共団体が共同 ウ ア、イ、のいずれかと地域再生計画に記載された地域再生を図るための事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）が共同 なお、法第 5 条第 1 項に基づく認定申請の手続は、認定申請をしようとする主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。法第 5 条第 4 項第 5 号に掲げる事項が記載された地域再生計画にあっては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で、同項第 6 号、第 7 号及び第 10 号に掲げる事項が記載された地域再生計画にあっては、市町村が単独で又は都道府県と市町村が共同で、同項第 8 号に掲げる地域再生計画にあっては、市町村が単独で又は都道府県若しくは他の市町村と共同で、同項第 13 号に掲げる事項が記載された地域再生計画にあっては、都道府県及び市町村が共同で、認定申請を行うものとする。 なお、都道府県及び市町村は、各々が主体となる事業について共同で地域再生計画を定めるほか、各々が別に定める場合も想定されるため、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。 ③ 地域再生計画の記載事項 イ 地域再生計画の記載事項は、法第 5 条第 2 項から第 4 項まで及び地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号。以下「内閣府令」という。）で定めるとおりである。 ロ 法第 5 条第 4 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に係る事業を記載する場合にあっては、認定申請をしようとする地方公共団体の地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。この場合において、地方公共団体が共同して認定申請をしようとするときは、当該共同して認定申請をしようとする地方公共団体（港務局にあっては、当該港務局を設立した地方公共団体）全ての地方	3) 地域再生計画の認定手続 ① 地域再生計画の認定申請 イ 地域再生計画の認定の申請の受付については、毎年度 5 月、9 月及び 1 月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表する。 ロ また、地域再生計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。 なお、5) ⑪、⑫及び⑬の特例を活用し、地域再生計画の認定を受けたときは、構造改革特別区域計画、中心市街地活性化基本計画及び産業集積形成等基本計画について認定及び同意があったものとみなすこととする。 ハ 地域再生計画の認定申請をしようとする主体は、以下のいずれかによるものとする。 ア 地方公共団体が単独 イ 複数の地方公共団体が共同 ウ ア、イ、のいずれかと地域再生計画に記載された地域再生を図るための事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）が共同 なお、法第 5 条第 1 項に基づく認定申請の手続は、認定申請をしようとする主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。法第 5 条第 4 項第 4 号に掲げる事項が記載された地域再生計画の認定申請をする場合にあっては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で行うものとし、同項第 5 号、第 6 号及び第 8 号に掲げる事項が記載された地域再生計画の認定申請をする場合にあっては、市町村が単独で又は都道府県と市町村が共同で行うものとする。また、同項第 11 号に掲げる事項が記載された地域再生計画の認定申請等をする場合にあっては、都道府県及び市町村が共同で行うものとする。 （以下略） ② 地域再生計画の記載事項 イ 地域再生計画の記載事項は、法第 5 条第 2 項から第 4 項まで及び内閣府令で定めるとおりである。 ロ なお、同条第 4 項第 1 号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第 13 条第 2 項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。

変 更 後	変 更 前（平成27年 8 月 28 日最終変更）
<u>版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。</u> <u>ハ 法第5条第4項第1号ロに掲げる事業を記載する場合にあっては、同号イの地方創生事業その他の政策効果を高めるためのソフト事業と連携・組合せをするよう努めるものとする。</u> 5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置 ① <u>まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）</u> イ 法第13条第1項により、認定地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、下記の事業のうち、先導的なものに対して交付する。 <u>ア．法第5条第4項第1号イに規定する地方創生事業全般（<u>ロ．に掲げる事業を除く。</u>）</u> <u>イ）結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業</u> <u>ロ）移住及び定住の促進に資する事業</u> <u>ハ）地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業</u> <u>ニ）観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業</u> <u>ホ）イ）からロ）までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業</u> <u>バ．法第5条第4項第1号ロに規定する道・污水处理施設・港の整備事業</u> <u>イ）市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）</u> <u>ロ）公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）</u> <u>ハ）地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）</u> （削除） ロ これらの交付金を充てて行う事業に関する事項が記載された地域再生計画の認定に当たっては、計画全体が認定基準に適合するかどうかを判断することとする。交付金は、次のような手順で交付、実施する。 ア．地方公共団体は、交付金を充てて行う事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請する。 ロ．内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画を認定する。 <u>ハ．法第5条第4項第1号イに規定する事業について、地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度、交付金の交付に係る申請をする際に、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。</u> <u>ニ．法第5条第4項第1号ロに規定する事業について、地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度の予算の要望を内閣総理大臣に提出する。その際、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。</u> <u>ホ．内閣総理大臣は、法第5条第4項第1号イに規定する事業については内閣府において予算執行を行う一方、同号ロに規定する事業については、要望を踏まえて、交付の事務を行う各大臣と協議の上、施設の種類の別の配分を決定し、各施設の所管省庁に対し予算の移替えを行う。</u> <u>ヘ．法第5条第4項第1号ロに規定する事業に係る交付申請の受付、交付決定等の執行実務については、各事業の所管省庁が実施するが、地方公共団体に対する統一的な窓口を設ける。</u> <u>ヘ．地方公共団体は、法第5条第4項第1号ロに規定する事業については、事業の進ちょく等に応</u>	（新設） 5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置 ① <u>地域再生基盤強化交付金</u> イ 法第13条第1項により、認定地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次の種類の交付金を、次の施設の整備に充てられるものとして交付する。 <u>ア．道整備交付金 市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）</u> <u>ロ．污水处理施設整備交付金 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）</u> <u>ハ．港整備交付金 地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）</u> ロ これらの交付金を充てて行う施設の整備に関する事項が記載された地域再生計画の認定に当たっては、個別の施設ごとに内容を審査するのではなく、計画全体が認定基準に適合するかどうかを判断することとする。交付金は、次のような手順で交付、実施する。 ア．地方公共団体は、交付金を充てて行う事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請する。 ロ．内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画を認定する。 （新設） <u>ハ．地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度の予算の要望を内閣総理大臣に提出する。</u> <u>ニ．内閣総理大臣は、要望を踏まえて、交付の事務を行う各大臣と協議の上、施設の種類の別の配分を決定し、各施設の所管省庁に対し予算の移替えを行う。</u> <u>ホ．交付申請の受付、交付決定等の執行実務については、各施設の所管省庁が実施するが、地方公共団体に対する統一的な窓口を設ける。</u> <u>ヘ．地方公共団体は、事業の進ちょく等に応じて、一定の範囲内で施設間の予算の融通、年度間の</u>

変 更 後	変 更 前（平成27年 8 月 28 日最終変更）
じて、一定の範囲内で施設間の予算の融通、年度間の事業量の変更を行い、予算を弾力的に執行する。 ハ イ及びロを踏まえ、この交付金の制度に関する基本的な枠組みについては、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省が共同して整理し、地方公共団体に提示する。 ニ <u>平成28年 3 月 31 日以前に認定された地域再生計画（地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第 5 条第 4 項第 1 号に規定する事項が記載されたものに限る。）を変更し、引き続き同号に規定する事項を記載しようとする場合には、当該変更に係る認定基準は「地域再生基本方針の一部変更について」（平成28年 4 月 15 日閣議決定）による変更前の地域再生基本方針の定めるところによる。</u> ② <u>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例</u> イ <u>法第13条の 2 により、法人が認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をした場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用する。</u> ロ <u>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う地方公共団体は、イの寄附の総額が事業費を超えない範囲において、寄附を受領することとする。</u> ハ <u>イの寄附を受領した地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を行った法人に対して、寄附を受領したことを証する書類を交付することとする。</u> ニ <u>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了した場合には、当該事業を行った地方公共団体は、当該事業の重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）、事業費及び関連する寄附額を内閣総理大臣に報告することとする。</u> ホ <u>イの寄附を受けた地方公共団体にあつては、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはならない。</u> <u>ア 補助金を交付すること。</u> <u>イ 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。</u> <u>ロ 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。</u> <u>ハ 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。</u> <u>ニ このほか、経済的な利益を供与すること。</u> ⑩ <u>生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例</u> イ <u>認定市町村は、法第17条の14により、都道府県知事等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業（生涯活躍のまち形成地域において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業）の実施に関する計画（生涯活躍のまち形成事業計画）を作成することができる。</u> <u>認定市町村は、6 の 1）のとおり、法第19条に基づき地域再生を図るために行う事業等を行う地域再生推進法人を指定することができるが、生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行う地域再生推進法人は、法第17条の15から第17条の17までに定めるところ、認定地域再生計画に基づき生涯活躍のまち形成事業計画の素案を作成し、当該計画の作成又は変更の提案を行うことができる。</u> <u>当該生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するものとする。当該生涯活躍のまち形成地域の区域は、人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域として認定市町村が定める区域を記載</u>	事業量の変更を行い、予算を弾力的に執行する。 ハ イ及びロを踏まえ、この交付金の制度に関する基本的な枠組みについては、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省が共同して整理し、地方公共団体に提示する。 （新設） （新設） （新設）

変 更 後	変 更 前（平成27年 8 月 28 日最終変更）
する。 ロ このほか、生涯活躍のまち形成事業計画には、おおむね a. から e. までの掲げる事項を記載するものとする。 a. 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するための施策として、中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助や、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。 b. 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームその他の高齢者に適した住宅をいう。）を記載するとともに、当該高齢者向け住宅を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。 c. 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（法第17条の14第3項第3号に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業等の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。）を記載するとともに、当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。 d. 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するための施策として、情報の提供、便宜の供与等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。 e. a. から d. までの掲げる事項のほか、認定市町村が生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要と認める事項を記載する。 ハ 認定市町村は、イ及びロに掲げる事項のほか、法第17条の14第4項各号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる。当該事項を記載し、かつ厚生労働大臣や都道府県知事の権限に係るものについてその同意を得たときは、法第17条の18、第17条の22、第17条の23及び第17条の24により、以下の特例を適用することとする。 a. 生涯活躍のまち形成事業計画に記載され、厚生労働大臣の同意を得た事業協同組合等（以下「同意事業協同組合等」という。）に関して、当該同意事業協同組合等の構成員である中小事業主が、当該同意事業協同組合等に委託して、生涯活躍のまち形成事業として行われる事業の実施のため必要となる労働者の募集を行わせるときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項に定める厚生労働大臣の許可又は厚生労働大臣に対する届出を要するとの規定は適用しない。 b. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載された有料老人ホームに関する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の規定による届出については、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、都道府県知事等に届け出ることをもって足りることとし、当該届出については、市町村長を経由してすることができるものとする。 c. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、都道府県知事の同意を得た居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文又は同法第53条第1項本文の指定があったものとみなす。 同様に、当該計画に必要事項が記載された地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、第一号事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ同法第42条の2第1項本文、同法第54条の2第1項本文又は同法第115条の45の3第1項の指定があったものとみなす。 d. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、第17条の14第12項の規定により都道府県知事の同意を得た生涯活躍のまち一時滞在事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の旅館業の許可があったものとみなす。	